

6次申請第1回補正に対するコメントの対応状況

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|---|--|
| 2746 | 1218-閉込(廃)1 No. 2719の更問。コメント反映案P34に「図ト系1-10(4/5)表1」が2箇所記載されているが、当該表には設備が1つ(仮焼炉)しか記載していない。1つの設備から2箇所に繋がっているのか。 | 反映案P32(図イ設-92(1/2))に記載している通り、気体廃棄施設である排ガス冷却装置・コンデンサを挟んで、化学処理施設の仮焼炉の構成機器を設置します。この意図で、気体廃棄施設を挟んで、化学処理施設を2か所記載しています。 |
| 2747 | 1218-警報1 【コメント回答(2739)について】 反映案(P24)において、ADUバグフィルタフードボックス「86」の排気がスクラバを経由する記載となっているが、P3428ではスクラバを経由しないことが示されており記載が整合していない。また、ADUバグフィルタ「85」の記載があるP3421の機器リストについて、P3419の系統図では一部スクラバを経由しない経路が示されているが、その経路に接続する機器がリスト中のどの機器に該当するか明確でない。それぞれの図面について適切な記載とすること。 | ADUバグフィルタフードボックス排気については、スクラバは経由していません。また、ADUバグフィルタ(1)の排気はスクラバ経由しておらず、ADUバグフィルタ(2)の排気はスクラバを経由しています。このため、廃棄施設の系統図にも、スクラバを経由している機器と、経由しない機器の系統を示してあり、申請書記載内容は、設備構成と整合しています。 これまでのコメント(#2719)踏まえ、記載をわかりやすくなるよう見直します。また、#2739の反映案についても、記載を見直します。 |
| 2748 | 1218-警報(廃)1 気廃全般(No. 2707の更問) ・気体廃棄設備(5)、気体廃棄設備(6)の排気ファンには第1種管理区域の負圧異常で警報を表示/吹鳴する負圧警報装置を設置する設計としているが、差圧計はシンダ洗浄棟、第2廃棄物貯蔵棟、第1廃棄物貯蔵棟兼用で1台、第2廃棄物貯蔵棟にのみ位置している(図ト配-気6(1/5)3.394頁)が、必要十分か?但し、閉じ込め機能の説明[10.1-設58]5.538~5.543頁では計8点(▲)の負圧確認箇所があり、どのような構成なのか?説明追加方。 | ご指摘の通り、負圧警報装置はシンダ洗浄棟、第2廃棄物処理所、第1廃棄物処理所兼用とし、1台を第2廃棄物処理所に設置しております。 一方、1つの負圧警報装置に対し、数か所の負圧を確認しておりますが、建屋内の負圧を十分に監視できていることがわかるよう、添付説明書に負圧を確認している部屋及び負圧の基準値がわかるように記載致します。 |
| 2749 | 1218-廃棄(廃)1 (気廃系共通) ・気廃系共通で、申請書本文の設備員数は許可(171頁)における個数(1式)と今回の設工認の基数/員数がダクト・ダンパ等において、変わっているが(1式→2式)どのようにカウントしているのか?考え方を説明願います。 例として、気廃(6)の申請本文(72頁)給気ダクト・ダンパ2式、排気ダクト・ダンパ2式と系統図(3.531頁)は不整合ではないか。給・排気ファンや高性能フィルタの員数と合わない。 | 例えば、給気ダクト・ダンパは許可(171頁)で1式と記載がありますが、安全機能一覧(73, 74頁)では安全機能番号[701]、[705]の2式があり、本設工認では安全機能番号[701]と[705]のそれぞれの仕様表をつけているため、その員数を2式としています。また、[701]の員数について仕様表では許可の記載ベースの全体の員数(1式)と設置場所にもとづく員数(各1式)の2種類を併記していますが、「3.(1)変更の概要」の72頁では、前者の全体の員数(1式)に[705]の全体の員数1式を合計して2式としています。 |
| 2750 | 1218-外部衝撃1 仕様表において、[99-設3]F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようボルトで固定する。とあるが、ボルト以外の固定方法(溶接)について添付説明(P5379)に記載がない。また許容値(P5402)についても同様。 さらに、ロータリーキルンは上方向の固定をしていないのではないかと、このような機器に対する考え方を基本方針に追加すべきでないか。 | ボルト以外の固定方法(溶接)及び部材の許容値について説明を追記します。 ロータリーキルンはF3電巻による鉛直方向発生荷重と自重を比較し、自重のほうが大きいことを確認しており、その考え方を記載します。 |
| 2751 | 1218-外部衝撃2 ロータリーキルンの軸方向許容応力300[N/mm ²]とは、どの部材の許容値を指しているのか説明すること | ロータリーキルンの軸方向許容応力300[N/mm ²]はロータリーキルンを支持するローラーを固定するボルトの値を記載しています。実際にはNo. 2750にて回答のとおり、F3電巻による鉛直方向発生荷重は自重より小さく、ボルトには荷重が発生しないため、記載を修正します。 |
| 2752 | 1218-外部衝撃3 P5380の1.2.4.3. パネルに対する評価の説明において「このため、耐震評価で槽やパネルといった閉じ込め機能を有する部材を評価している設備・機器については、パネルの発生応力を評価することなく、耐風圧設計であることを確認できる。」としているが、この結論を導くためには、電巻評価と耐震評価それぞれの発生応力と許容応力との関係について説明が不足しているため、適切な記載とすること。 | 当該箇所の電巻評価と耐震評価の考え方について、記載を適正化します。 |
| 2753 | 1218-外部衝撃4 ロータリーキルン[94][8.1-設6]また、配管は損傷しないような支持間隔で保持する。について、P4597ではどの支持間隔表を用いるのか示されていないため説明すること、また、屋外のインターロックのケーブルの防護方法について説明すること。 | ロータリーキルンの屋外水素、窒素配管は、図イ系-6に示す通りSUS配管を使用しており、支持間隔として5次申請の添設3-2-2表を使用しています。過去の申請を参照しないこととなり、6次申請の配管条件を包絡している5次申請の添付説明書-設3-2及び添付説明書-設3-3の内容に変更します。 屋外インターロックのケーブルは火災の防護を目的とし、金属管に収納しています。耐震の防護については、余長があり、ケーブル事態に可撓性を有しているため、問題ないものと考えております。 過去の申請を参照している箇所については追って整理したものを送付します。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|---|--|
| 2754 | 1218-外部衝撃5 ・ [99-設3] P226金属容器 (溶液・スラリー) 用台車について、F3巻巻対策としてワイヤで固定する旨記載があるが、金属容器-台車及び台車-アンカーボルト間で行っているという理解で良いか。また、P5381添付説明書4の1.3において「ワイヤを介してアンカーボルト等で固定する」とあるが、この固定用アンカーボルトは平面図上何処に打ち込まれているもので、これらの機器はF3巻巻時どこに移動させるのか | ・ 金属容器は、メンテナンス時の残留溶液の回収に使用するもので、容器は長期間台車の上に設置しません。したがって、巻巻襲来の可能性がある場合に、台車上に金属容器を設置していないため金属容器-台車はワイヤ固定しません。(未使用時、金属容器は巻巻の影響を受けない場所に保管します。) よって、台車のみ固縛の対策を記載しています。 ・ 当該台車は十分の強度のある設備の柱にワイヤ固定します。巻巻到来時に、台車を使用している場所の近傍に適切に固定する運用としています。 |
| 2755 | 1218-外部衝撃6 ・ [99-設3] ワイヤの強度はF3巻巻に対し十分な耐力を持つことを確認しているか。 | 巻巻力に対し、引張強度以内であることを確認しています。その結果を、機器図のワイヤ径で示しています。 |
| 2756 | 1218-外部衝撃7 ・ [99-設3] P4683技術基準説明において保安秤量機 [921]、[923] はF3巻巻に対しワイヤで固定する旨の記載があるが、P5381添付説明書4の添説設4-1-1表において固定する設備・機器一覧に保安秤量機の記載がない、これは正しいか | 保安秤量機はF3巻巻に対し、ワイヤで固定します。添付説明書一設4の添説設4-1-1表の一覧に追記します。 |
| 2757 | 1218-外部衝撃8 ・ p370イオン交換装置 (吸着塔)、p374酸洗装置等。工場棟転換工場の廃棄物処理室、チェックタンク室に設置する機器にも、F3巻巻に係る設計が記載されているが、廃棄物処理室、チェックタンク室は、F3巻巻で屋根が損傷しても天井 (上階の機械室の床) があるので、影響を受けないのではないか。 | ご指摘のとおり、廃棄物処理室、チェックタンク室には天井 (上階の機械室の床) があるので、影響は受けないと考えておりますが、廃棄物処理室、チェックタンク室には、ウランを取り扱う化学処理施設の設備を設置するので、保守的にチェックタンク室の設備についても巻巻荷重はかかるという評価としています。 |
| 2758 | 1218-外部衝撃9 ・ p353ろ過機 (廃液用)。P2671図イ設-85 (1/2)。工水を供給する配管が図面から読み取れない。 | ろ過機 (廃液用) には純水を供給致します。図イ系-9 (1/3) および図イ設-85 (1/2) にて、当該機器入口ラインに純水供給ラインを示しています。ろ過機 (廃液用) の仕様表で、[5.4.1-建8 (4次)] を記載することは不適切でしたので、記載を削除させていただきます。 |
| 2759 | 1218-外部衝撃10 ・ p393リサイクル液受槽、p2706~2708図イ設-104 (1/5) ~ (3/5)。p395洗浄液受槽、p2712図イ設-105 (2/3)。工水を供給しているが、「[5.4.1-建8 (4次)] ストレーナの設置」は該当しないのか。 | ご指摘の通り、工水を使用する機器には[5.4.1-建8 (4次)] の設計番号を取りますので、記載を適正化致します。 |
| 2760 | 1218-外部衝撃 (廃棄) 1 ・ p1546気塵 (1) 給気ファン (1)。F3巻巻に係る設計の記載が無いが、当該設備を設置する機械室は、F3巻巻で屋根が損傷しても天井 (上階のフィルタ室の床) があるので、F3巻巻の影響は受けないと整理か。 | ご指摘の通りです。 |
| 2761 | 1218-外部衝撃 (廃棄) 2 ・ p1575気塵 (1) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)。外部衝撃が「-」になっている。外部との境界であれば該当するのではないか。 | 排気塔内に設置する排気逆流防止ダンパを屋外設置設備として整理し直し、外部衝撃の記載を検討致します。 |
| 2762 | 1218-外部衝撃 (廃棄) 3 ・ p1578気塵 (1) 給気ダクト・ダンパ。F3巻巻に係る設計の記載が無い。屋外に設置される系統、最上階のフィルタ室に設置される系統は、F3巻巻の影響を受けるのではないか。 | 屋外に設置されるダクトは、F3巻巻の影響を受け飛来物となっても、十分軽い為、F3巻巻の評価の対象外としております。最上階のフィルタ室には床があり、ダクトが飛来物となっても床下への影響はないためF3巻巻の評価の対象外としております。RC床がF3巻巻に耐えることについて追加の申請書に記載いたします。 |
| 2763 | 1218-外部衝撃 (廃棄) 4 ・ p1583気塵 (1) 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→HEPA)。F3巻巻に係る設計の記載が無い。最上階フィルタ室に設置される系統は、F3巻巻の影響を受けるのではないか。 | 上記の通り、最上階のフィルタ室には床があり、ダクトが飛来物となっても床下への影響はないためF3巻巻の評価の対象外としております。RC床がF3巻巻に耐えることについて追加の申請書に記載いたします。 |
| 2764 | 1218-外部衝撃 (建) 1 付属建物第3 廃棄物倉庫/ 廃棄物貯蔵設備 (5) ・ 1.503頁仕様表第3 廃棄物倉庫 廃棄物貯蔵設備 (5) の地震・巻巻 (F3) 対策の転倒及び落下防止処置の記載が1次申請の廃棄物貯蔵設備 (7) の記載と若干異なる (角形容器用のベルトラッシング・スリッパベルト) が、同等と考えて良いか? | 1次申請の廃棄物貯蔵設備 (7) は、建物 (廃棄物管理棟) がSRC構造のため、外壁、屋根の損傷はありません。一方、今回申請する廃棄物貯蔵設備 (5) は、建物 (第3 廃棄物倉庫) がF3巻巻により外壁、屋根に損傷を受けることを考慮して、より強固に固縛する設計としているため1次申請と本申請では記載が異なっています。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|---|--|
| 2765 | 1218-非常用電源 (廃)1 気塵全般 ・副変電所の遮断機を介し、ディーゼル発電機に接続する排気ファンの配線図を(例、緊急対策設備(1)の事例の様に)排気ファンの外形図(3,544~3,552頁)に記載すること。また、排気ファン等の設備とディーゼル発電機を繋ぐケーブルの仕様についても仕様表に記載すること。また、負荷側ケーブルの申請は次回なのか、明確にすること。 | 配線図を図ト設一気1に記載します。 仕様表の[10.1-設57][24.1-設4]に、ケーブル電圧仕様を記載追加し、今回、気塵設備として申請します。 |
| 2766 | 1218-非常用電源 (廃)2 ・p1551気塵(1)排気ファン(1)等。排気ファンの内、非常用DGに接続するものを仕様表で明確化すること。 | 前回No.2706にてコメントを頂きましたが、仕様表には図ト設とすべきところを表ト設と記載していました。ご指摘の件に関しましては図ト設一気1に非常用電源に接続するファンを記載させて頂いております。 |
| 2767 | 1218-非常用電源 (廃)3 ・非常用DGに接続する気塵(1)設備(排気ファン、スクラバ)について、それぞれの負荷容量を仕様書に明記し、その合計値が、許可p添5-113の(添五)-第リー-23表の気体廃棄設備全体の負荷容量と齟齬がないことを説明すること。 | 図ト設一気1の表に負荷容量を記載します。また、閉じ込めの添付説明書に全体負荷容量と比較できるように記載し、非常用電源の適合説明書からも引用できるように記載いたします。 |
| 2768 | 1218-非常用電源 (廃)4 ・P4670資料設2.1。排気ファンについて、非常用DGに繋ぐ・繋がないの整理について説明すること。許可では、「1種管理区域の負圧を維持するための局所排気系統、・・・」とあるが、P4670資料設2.1に記載されている40Eは室内排気系統。27E・271E(チェックタンク室局所排気系統(2))は記載されていない。 | 前回No.2705のコメント回答の通り、非常用電源に接続する排気ファンは、停電時のウランの閉じ込めを考慮し、基本的に局所排気系統の排気ファンを選定しております。 27E系統は局所排気系統ですが、当該部屋に設置する他の局所排気系統で負圧を維持できることから、非常用電源に接続していません。 また、第2核燃料倉庫は局所排気系統を持たないため室内排気系統(40E)を非常用電源に繋いでおります。 選定方針に関しましては添付説明書への記載を検討致します。 |
| 2769 | 1218-非常用電源 (廃)5 許可p添5-113の(添五)-第リー-23表にある「工程設備」とは具体的にどの設備を示しているのか。当該設備はいつの設工認で申請されるのか。 | 工程設備とは、スクラバ(蒸発・加水分解系統)他及び電気炉関連設備等があります。スクラバ(蒸発・加水分解系統)他は、気体廃棄設備他として設工認申請しておりますが、事業許可の非常用電源負荷系統上は工程設備に分類しております。一方、電気炉関連設備等は電気炉(焼結炉、部品製造ロウ付炉など)の外殻を冷却するための冷却水ポンプ・循環ポンプ・クーリングタワー設備等は、安全機能ではなく財産保護・製品品質維持を目的として非常用電源に接続しているものであり、設工認対象ではありません。 |
| 2770 | 1218-非常用電源 (建)1 ・無停電電源装置については、今回の申請に含めていないが、次回以降の申請の項目リストに未反映等で不明確。 例、付属建物第1廃棄物処理所の仕様表1,459頁、次回以降の表1,540頁) | 記載を適切に追加いたします。 仕様表の設計番号[24.2-建1]に「無停電電源装置[889](次回以降申請)」と記載し、次回以降申請であることを明確にします。 また、次回以降申請の表の「非常用電源設備」に設計番号[[24.2-建1]無停電電源装置[889]を追加します。 また、新星取表の非常ベル設備、放送設備の設計番号[24.2-建1]の○に*9を付記し、脚注に「*9:無停電電源装置は次回以降申請」と追記します。 対象は、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所です。 |
| 2771 | 1218-地盤1 ロータリーキルン [94] 地震時窒素供給系(図面P2575)を設置するコンクリートサポート基礎の地盤の支持性能の確認結果及び形状について説明を加えること。また、コンクリートサポート基礎は、転換工場とは独立しているのか。 | 地盤の支持性能の確認結果については、資料2設の資料設2-1表に記載しています。地盤の形状については、記載が不足しておりましたので、追記させていただきます。 また、コンクリートサポート基礎は、転換工場とは独立しています。 |
| 2772 | 1218-地震1 添付説明書-設3_耐震設計に関する説明書(基本方針書) ・本申請設備のうち、その他構成機器として耐震計算結果が示されないポンプ、ブロウ、ヒータ等(ADUバグフィルタのブロウ、熟成槽のADUスラリポンプ他)についてはどのような方針で耐震性を確認しているのか。本申請における耐震評価の記載範囲、考え方については基本方針書に追記のこと。 | その他構成機器の機器についても、親機と同様の評価手法、同重要度分類により、耐震性を確認しており、その旨を基本方針書に追記します。 5次申請コメント回答MSR-20-011で示したように、仕様表に記載の申請機器の中で、耐震評価が厳しいもの、特徴的な構造のものについて評価結果を示しています。その旨を基本方針書に追記します。 |
| 2773 | 1218-地震2 添付説明資料(P5318)(3)拘束条件について、並進3方向固定の例が添設3-2図に示されているが、固定とするモデルの例示、(1点固定、2点固定)も示すこと。また、ボルト固定以外の機器についての拘束条件(溶接等)設定の考え方を示すこと。 | 拝承。例として、並進3方向(2点固定)、固定(溶接、1点固定)、並進2方向(ローラー固定)について、記載します。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|--|--|
| 2774 | 1218-地震3 添付説明資料 (P5318) モデル化方法について記載があるが、今回の申請対象の評価方法を網羅的に記載する必要がある。、ロータリーキルンなど、このモデル化方法の基本方針によらない設備がある場合、そのモデル化方法及び妥当性について説明を加えること。 | 拝承。ロータリーキルンの支持方法について、構造図からモデル化の展開について追記します。 |
| 2775 | 1218-地震4 添付説明資料 (P5319)、ヤング係数の高低によってモデル化方法を判断するとしているが判断の基準が示されていない。具体的な部材とそのヤング率を例示を注記に加えるなどして説明すること | 拝承。金属と□を比較すると、ヤング率は1桁ほど違いが生じます。その旨を注記に加えます。 |
| 2776 | 1218-地震5 添付説明資料 (P5373)、耐震重要度分類第1 類及び第2 類配管については5次申請書「添付説明書一設3-2 配管の耐震性に関する説明書」に従い支持点を設定する。とあるが、標準支持間隔法を採用しない配管の評価方法については、記載が簡略化されているため、明確化すること。 | 標準支持間隔法を採用しない配管の評価方法 (3次元はりモデル) については、審査ガイドに沿って、その手法についての説明を記載します。 |
| 2777 | 1218-閉込 (廃) 2 P1626~1629 「高性能エアフィルタ」の仕様表について、閉じ込め機能が「-」となっているが、当該設備は閉じ込め機能を担わないと整理しているのか。許可時点の説明でも閉じ込め機能を有する設備としていたはずであり、廃棄施設として記載されている内容と記載が被っても、閉じ込めに係る方針を記載すべきではないか。 | 当初は技術基準に照らし合わせて整理をし、廃棄施設にのみ記載しておりました。ご指摘の通り、事業許可の整理に合わせ閉じ込めへの記載を検討致します。 |
| 2778 | 1218-廃棄1 P2401の[134]フードボックス (混合装置) から気体廃棄設備 (1) への矢印が2箇所あるが2箇所あるのか。P2613の図面では1箇所。どちらが正しいのか。正しい方に適切に修正すること。 | 1箇所が正ですので、図イ系-8を適切に修正させていただきます。 |
| 2779 | 1218-廃棄2 P3425のリストに[148]粉末集塵装置が無い。P2425, P2633の図では、[148]粉末集塵装置から気体廃棄設備 (1) への矢印が出ている。これらの図とリストの整合が取れていないため、適切に修正すること。 | 記載が不整合となっておりますので、適切に修正させていただきます。 |
| 2780 | 1218-廃棄3 p. 3473図ト系2-8(2/2)の気体廃棄設備 (2) に接続される1Fペレット加工室内設備リストにおいて、仕様上接続されている[284]フードボックス (組成型プレス) が無いが、p. 2900図ハ系-1(2/5)等の図では接続されており、整合がとれていないため、記載漏れであれば適切に修正すること。 | 拝承いたしました。適切に修正させていただきます。 |
| 2781 | 1218-その他1 P2638, 2639の図面の[157]リフタについて* 3の「各容器の下面に対して20mm以上」の意味するところ及び* 3を記載する位置や、ストッパーを容器の底面から20mm以上離れた位置に設置する意味なのか、20mm以上のストッパーを設置するのか不明なので意図が分かるように図面若しくは注釈を修正すること。 | 記載が不適切でしたので、注釈を適切に修正させていただきます。 |
| 2782 | 1218-その他2 P2623の[139]粉末梱包機の図面にある部材が楕円形の部分にアングルのハッチングがかけてある。プレートを使用するのであれば適切に修正すること。 | プレートが正ですので、適切に修正させていただきます。 |
| 2783 | 1218-その他3 図面P2631, 仕様表P304, 材料一覧P492[147]スラグコンベアのベルトも□の材料を使用しているのか。□で無い場合、仕様表等に記載しない方針をどのように整理しているか説明すること。P5209の表に記載されている材料に書いてない理由は何が記載の整理について説明すること。 | スラグコンベアの材質は□です。これは、金属ケーシング内で取り扱うもので、安全機能であるウランの閉じ込めを期待するものはケーシング部ですので、材料一覧には記載していません。P5209は材料一覧に記載しているもので、難燃材・可燃材のものについて記載しています。 |
| 2784 | 1218-その他4 図面P2387等の配管の仕様を示す部分に、□との記載があるが、□で正しいのか。□ではなく□であれば適切に修正すること。 | □が正でしたので、適切に修正させていただきます。 |
| 2785 | 1218-廃棄4 気体廃棄設備 (4) を設置する第3核燃料倉庫に関する仕様を添付すること。 | 気体廃棄設備 (4) については、第3核燃料倉庫の建物と合わせて7次で申請することといたします。 |

| No. | コメント内容 | コメント回答 |
|------|---|---|
| 2786 | 1218-外部衝撃 (建) 2 (P4777) [添付説明書-建3] 「2.3. 竜巻防護設計の組合せ荷重」において加工施設においては飛来物衝撃は発生しないため W_m は考慮しないとあるが、F3竜巻においては飛来物を考慮するのではないかと。 | P4777の2.3.の記載は、F1竜巻の評価に対する組合せ荷重の考え方です。事業許可の(添五)-29に記載のとおり、F1では飛来物となりえるものはプレハブ物置であるが、固縛することで飛来物の考慮は不要としています。 F3竜巻の飛来物に対する考慮は、P4781の5.3.項に記載しています。F3竜巻についても、事業許可の(添五)-34に記載のとおり、敷地内の飛来物を影響範囲外へ設置するか、固縛することや、公道からの車両は敷地境界の防護フェンスで防護する設計により W_m は考慮せず、遠方である敷地外から単独で飛来する軽トラックとプレハブ物置に対し建物で防護する設計としています。 |
| 2787 | 1218-外部衝撃 (建) 3 (P4803) [添付説明書-建3] 第2廃棄物処理所の評価結果において、渡り廊下の結果が記載されているが、仕様表P1488では渡り廊下の仕様が記載されていないので追記すること。 | 第2廃棄物処理所の仕様表を渡り廊下の仕様が明確になるように見直します。 |
| 2788 | 1218-外部衝撃 (建) 4 (P4808) [添付説明書-建3] 独立遮蔽壁の評価結果において、想定飛来物による貫通の評価結果を記載すること。仕様表P1958 [99-建5] では飛来物に対して貫通しない構造とすると記載がある。 | 拝承しました。 |
| 2789 | 1218-外部衝撃 (建) 5 (P4828) [添付説明書-建3] 防護フェンスの設計条件について、飛来物が「乗用車(バン)」とされているが、事業許可 添五-272で敷地外からの飛来物として想定されている車両の内から「乗用車(バン)」を選定した理由を説明すること。 | 公道を走行する車両としては、事業許可の(添五)-271の敷地外からの飛来物評価結果、及び(添五)-271の敷地内からの飛来物評価結果に記載の車両の中で、加工施設まで飛来が想定される車両の内、最も運動エネルギーの大きい車両である「乗用車(バン)」を選定しています。 |
| 2790 | 1218-外部衝撃 (建) 6 (P4830) [添付説明書-建3] 防護フェンスの評価結果について、杭体の結果を追記すること。また、シャックル等取り付け金物があるのであれば結果を追記すること。 | 杭体及びシャックルの評価結果を追記します。 |
| 2791 | 1218-外部衝撃 (建) 7 (P1958) [独立遮蔽壁_仕様表] 外部火災・爆発に対する性能が記載されていない理由を説明すること。損傷し、遮蔽機能が喪失しても問題ないのか。 | 拝承しました。 |
| 2792 | 1218-外部衝撃 (建) 8 (P1958) [水素供給設備障壁_仕様表] 外部火災・爆発に対する性能が記載されているが、損傷せずに求める性能を維持できるのか。[添付説明書-建3]に火災・爆発による評価結果がない。高圧ガス保安法での要求を含めて説明すること。 | 拝承しました。 |
| 2793 | 1218-閉込(廃) 3 ・【No. 2718(後段)の更問】 許可を踏まえ「排気ファンが運転されない限り給気ファンが運転されない設計」(給排気ファンの機動インターロック)についても、インターロック図に示し、I1整理表に記載すること。 (本件が該当する場合、インターロック動作について、申請漏れがないか再確認すること。 併せて、外部電源喪失後、非常用電源が起動した後、給排気ファンがどのように起動するのか説明すること。 ・非常時のみに作動する排風機(EF-A3他、該当するもの)については、非常時の起動方法を説明すること。(インターロックによる自動起動又は手動による起動) | 排気ファン停止時に給気ファンが停止するI1の条件が排気ファン停止時の給気ファン起動不可条件を包絡していたため記載していませんでした。コメント頂いた件、記載を検討致します。 また、外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機が供給されると非常用ディーゼル発電機に接続された排気ファンのみが運転し、給気ファンは停止しております。 なお、非常時のみに作動する排風機は商用電源が喪失した場合、自動で起動します。 |
| 2794 | 1218-廃棄(廃) 1 ・【No. 2729の更問】 P3543図ト系固-1において、核燃料物質等を含む廃液を次回以降申請すると説明している点について、次回以降申請する修正図面に廃液処理システムを記載(修正)したうえで、次回以降申請する範囲を明確にすること。 する、参考資料(速報版)に記載がないが、どのように反映するのか。 ・核燃料物質等を含まない工業用水については、技術基準第10条ハの要求事項に対応し、「工場等の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないようにすること。」が分かるように説明すること。【例：系統図に工業用水の供給・排水システムを、核燃料物質等を含む系統と区別し、説明する。】 | ・P3543図ト系固-1に示す次回以降申請する設備のうち、工業用水を使用するのは、焼却炉本体の冷却水で核燃料物質等との接触はありません。なお、P3543図ト系固-1に示すフラッシュチャンパーでも工業用水を使用する記載としておりましたが、工業用水を使用しないようにするため、工業用水配管を撤去します。 ・焼却炉を冷却する工業用水の廃水は、次回以降申請する廃液処理設備(3)に排水するため、技術基準第10条ハの要求事項には該当しません。 |
| 2795 | 台車に関する臨界関係の説明書で2次申請について、6次申請についていないものを添付すること。 | 拝承。加工棟の台車に関する臨界安全の説明書を添付します。 |